

承認第 3 号

日出町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専決事項

日出町税条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 4 年 3 月 31 日

日出町税条例の一部を改正する条例について

日出町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

日出町長 本 田 博 文

日出町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 1 号

日出町税条例の一部を改正する条例

日出町税条例（昭和 2 9 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 8 条第 9 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 2 項」に、「同条第 6 0 項」を「同条第 6 2 項」に改め、同条第 1 5 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 7 1 項」に改める。

第 7 3 条の 2 中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第 7 3 条の 3 中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第 1 0 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 6 項」を「附則第 1 5 条第 1 5 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項」を「附則第 1 5 条第 2 2 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」を「附

則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、

「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の日出町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。